

平成26年10月

お取引業者の皆様へ

## 取引に関する留意事項

滋賀医科大学との取引に関して、下記のとおり留意事項をご承知いただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 取引条件

本学との取引にあたっては、滋賀医科大学契約事務取扱規則及び滋賀医科大学物品供給契約等基準を遵守していただくことが条件としておりますので、事前に内容を確認してください。

契約事務取扱規則	<a href="http://www.shiga-med.ac.jp/info/gyoumu/keiyaku.pdf">http://www.shiga-med.ac.jp/info/gyoumu/keiyaku.pdf</a>
物品供給契約等基準	<a href="http://www.shiga-med.ac.jp/info/chotatu/kyoukyukijun.pdf">http://www.shiga-med.ac.jp/info/chotatu/kyoukyukijun.pdf</a>

### 2 納品書などの書類の日付の記載

見積書、納品書及び請求書など本学に提出する書類には、必ず日付を記入してください。

### 3 発注

物品等（図書は除く）の発注は、原則として会計課契約係の事務職員が行います。ただし、1契約50万円未満の契約については、教員等による発注を認めています。

### 4 納品

納品の検査（検収）は、発注者ではなく、検収センター職員及び大学が定める職員が行います。

納品に当たっては、検収センターに納品物と納品書を持ち込み、納品書に検収印を受けてから、納品場所に納めてください。

なお、未検収物品については、代金の支払ができませんので注意願います。

## 5 取引停止等

(1) 次の行為があった場合、本学との取引を停止します。

- ・贈賄、独占禁止法違反
- ・契約辞退、粗雑な契約の履行、契約違反、不正な行為

(2) 万一、職員から不正な取引（架空の発注や虚偽の書類の作成など）の要請があった場合でも、決して引き受けず契約担当部署までご相談ください。

職員の要請に基づいたものであっても、不正な取引に関与した場合は厳正に対処します。

## 6 その他

会計検査院の会計実地検査や本学の内部監査等に伴い、本学との取引データ（売上台帳等）の提出や取引に関するアンケートを依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先  
滋賀医科大会計課  
TEL 077-548-2024、2036  
FAX 077-548-2027  
E-mail hqyodo1@bell.shiga-med.ac.jp

不正使用に関する通報窓口  
滋賀医科大学研究協力課長  
TEL 077-548-2020  
FAX 077-548-2086  
E-mail tuhowind@bell.shiga-med.ac.jp